

議第 80 号

下呂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号）の施行に伴い、
当該条例の一部を改正するもの。

下呂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

下呂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成16年下呂市条例第66号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	（登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 地方自治法施行規則に条ズレが生じたため、引用している部分を改めます。

（第4条関係）

（2） この条例は、令和8年10月1日から施行します。

（附則関係）